

特定非営利活動法人 GAP 総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 GAP 総合研究所（ギャップソウゴウケンキュウジョ）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業生産者に対して、消費者の求める農産物を生産するための農場管理手法であるジェイギャップ（日本版適正農業規範）の開発、導入支援及びそれに付随する事業を行い、農産物安全、環境、労働者福祉に配慮した持続可能な農産物生産システム及び農產物流通システムの確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ギャップの開発事業
 - ② ギャップ導入支援事業
 - ③ ギャップ審査事業
 - ④ ギャップ導入に係る管理手法の開発及び提供事業
 - ⑤ ギャップ普及のための広報事業
 - ⑥ ギャップに係る会報及び出版物発行事業
 - ⑦ ギャップ導入農業生産者の支援を目的としたイベント開催事業
 - ⑧ ギャップに係る教育研修事業
 - ⑨ ギャップに係る調査研究、情報収集及び提供事業
 - ⑩ 農產物流通に係る調査研究、情報収集及び提供事業

- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 仲立業
 - ③ 無体財産権提供事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
JGAPに賛同する個人、法人若しくは団体
- (2) その他会員
理事会が別途定めた会員

(入会)

第7条 GAPの普及に賛同する個人、法人もしくは団体。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会に付託し、その間は仮会員として登録する。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 入会が承認された会員は、当協会のホームページや広報物の中で公開される。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 当会に理事を置き、これをもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

- 2 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上 25人以内
 - (2) 監事 1人以上 3人以内
- 3 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人、専務理事を1人、常務理事を1人、代表理事を1人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において承認する。

- 2 理事のうち 1 / 3 以上の数は、農業生産を行う個人、法人若しくは生産者団体の関係者から選ばれなければならない。
- 3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、代表理事は、理事の互選とする。
- 4 理事のうちには、それぞれの理事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長は会の業務を総理する。
- 4 副理事長及び専務理事は、代表理事及び理事長を補佐し、代表理事若しくは理事長に事故あるとき又は代表理事若しくは理事長が欠けたときは、代表理事又は理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が総会で承認されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、それぞれその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事及び監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 理事及び監事は、その人数総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 理事、監事は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、専務理事が推薦し、理事会にて承認される。職員は、専務理事が推薦

し、理事長が任免する。理事長はその任免について専務理事に委託することが出来る。

- 3 専務理事を事務局運営の監督・管理責任者とし、常務理事がそれを補佐する。事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、専務理事が別に定め、理事会で承認を得る。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事及び監事の承認
- (5) 入会金及び会費の承認
- (6) その他理事会で総会に付議すべきと判断した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ議決することができない。定款の変更についても、正会員総数の3分の1以上の出席にて議決することが出来る。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決を委任した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 総会の議決権について、毎期の決算日の会員名簿をもって議決権を確定する。

6 臨時総会の議決権について、第24条の2の「総会の招集の請求」があった日の会員名簿をもって議決権を確定する。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 代表理事、理事長、副理事長、専務理事、常務理事の互選及び報酬
- (3) 各種委員会の設置及び、委員長の選任、委員の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認及びその変更
- (5) 会員の種類
- (6) 総会に付議する入会金及び年会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 資産管理の方法
- (9) 知的財産権の取扱
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (12) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 4 半期に 1 回
- (2) その他、理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその

他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。